



## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成14年1月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 諏訪生活支援館
- 3 代表者の氏名  
伊 藤 隆 夫
- 4 主たる事務所の所在地  
諏訪郡下諏訪町26番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとするすべての人が、お互いに協力し合い、住みなれた場所で、その人らしい生活を送るために、住民参加で必要な支援を行い、温かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年1月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こすもけあくらぶ

## 3 代表者の氏名

小野由衣

## 4 主たる事務所の所在地

長野市川中島町今里32番地3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により、介護や看護、保育等の支援を必要とする地域住民に対する生活支援を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に、これら支援活動に関連したネットワークづくりを行うことにより、精神的に豊かで安らぎのある生活を営むことができる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田中康夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド佐久店

佐久市大字猿久保番屋前896-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ヤマダ電機

群馬県前橋市日吉町4-40-11

## 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成13年6月28日

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により佐久市から聴取した意見の概要  
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要  
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
小諸南ショッピングセンター  
小諸市大字甲字東原田1648-7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)コメリ  
新潟県新潟市米山4-1-28  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日  
平成13年8月6日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により小諸市から聴取した意見の概要  
意見なし

- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要

意見書の提出なし

- 6 意見書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

- 7 縦覧の期間

平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市横内土地区画整理事業地4区画3ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成13年9月27日

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により茅野市から聴取した意見の概要  
意見なし

- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要

意見書の提出なし

- 6 意見書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウン箕輪  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)コメリ  
新潟県新潟市米山4-1-28  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日  
平成13年6月14日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により箕輪町から聴取した意見の概要  
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要  
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド伊那店  
伊那市大字伊那部字上新田町2031-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日  
平成13年6月28日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により伊那市から聴取した意見の概要  
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要  
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
広丘ショッピングタウンJOY401  
塩尻市大字広丘野村1681-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
広丘ショッピングタウン(株)  
塩尻市大字広丘野村1665-13
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日  
平成13年7月9日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により塩尻市から聴取した意見の概要  
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要  
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間  
平成14年2月7日から平成14年3月7日まで

産業振興課

## ○公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証した。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
大町市	地籍簿及び地籍図	平成11年度から平成12年度まで	大字平の一部	平成14年2月7日
下伊那郡売木村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成13年度まで	売木村の一部	平成14年2月7日
小県郡丸子町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成13年度まで	大字生田の一部	平成14年2月7日
南佐久郡南相木村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成13年度まで	南相木村の一部	平成14年2月7日
木曾郡開田村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成13年度まで	大字末川の一部	平成14年2月7日
小県郡真田町	地籍簿及び地籍図	平成11年度から平成13年度まで	大字傍陽の一部	平成14年2月7日

農 村 整 備 課

## ○公 告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区横川換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年2月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 縦覧に供する書類

県営四賀地区横川換地区土地改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年2月8日から3月8日まで



3 縦覧の場所

東筑摩郡四賀村役場

農村整備課

○公 告

平成12年11月27日認可した上水内郡小川村による稲丘地区和佐尾換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年1月18日行った旨届出があった。

平成14年2月7日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

農村整備課

○公 告

平成13年12月26日認可した上水内郡小川村による稲丘地区味大豆換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年1月18日行った旨届出があった。

平成14年2月7日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

農村整備課

○公 告

平成13年12月26日認可した上水内郡小川村による稲丘地区飯米場換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年1月18日行った旨届出があった。

平成14年2月7日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

農 村 整 備 課

○公 告

平成13年12月26日認可した上水内郡小川村による稲丘地区西沢換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年1月18日行った旨届出があった。

平成14年2月7日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

農 村 整 備 課

○公 告

平成13年12月26日認可した上水内郡小川村による稲丘地区大洞換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年1月18日行った旨届出があった。

平成14年2月7日

長野県長野地方事務所長 伊 藤 寛

農 村 整 備 課

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年2月7日

長野県豊科建設事務所長 長 尾 勲

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成14年度犀川安曇野流域下水道維持管理特別会計汚泥収集運搬及び処分業務委託  
3,300トン(予定数量)

## (2) 役務の特質

下水汚泥の収集運搬及びセメント資源化による処分

## (3) 履行期間

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

## (4) 処分汚泥発生場所

長野県南安曇郡豊科町大字田沢6709 犀川安曇野流域下水道終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価により行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を受けた者であること。

(4) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第36号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 当該業務の安定的、適切、かつ、迅速な実施が可能な体制が長期にわたり整備されている者であること。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所等

#### (1) 交付期間

平成14年2月7日から平成14年3月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 交付場所等

長野県南安曇郡豊科町大字豊科4960-1

長野県豊科建設事務所 総務課 庶務係

電話 0263 (72) 8880

### 4 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札説明会

実施しない。

#### (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年3月29日 午前10時

イ 場所 長野県南安曇庁舎3階301号会議室

#### (4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所等

ア 日時 平成14年3月28日 午後5時(必着)

イ 場所等 郵便番号 399-8205

長野県南安曇郡豊科町大字豊科4960-1

長野県豊科建設事務所 総務課 庶務係

電話 0263 (72) 8880

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

#### (7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(1)及び(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに提出しなけ

ればならない。この場合において、入札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明しなければならない。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(9) 契約書作成の要否

要する。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成14年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased :

Commissioned service for collection, conveyance and treatment of sewage sludge as cement resources

(2) Contract duration:

From April 1,2002 until March 31,2003

(3) Place where the service take place:

Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant  
Address:6709 Oaza-Tazawa, Toyoshina-machi, Minamiazumi-gun,  
Nagano Prefecture

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefectural Toyoshina Construction Office  
4960-1 Oaza-Toyoshina, Toyoshina-machi, Minamiazumi-gun, Nagano Prefecture  
TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM March 29,2002

Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture Minamiazumi Chosha

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM March 28,2002

Place: General Affairs Section, Nagano Prefectural Toyoshina Construction Office  
4960-1 Oaza-Toyoshina, Toyoshina-machi, Minamiazumi-gun  
Nagano Prefecture 399-8205

水道課

正 誤

平成14年2月1日付け長野県公告「皆伐面積の限度」中

ページ	箇所	誤	正
1	目次欄	告示	公告

平成14年2月7日発行 長野県報（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）  
大正2年10月16日第3種郵便物認可（購読料（送料とも）1か月2,038円）



さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒380-8570 (県庁専用番号)  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026 (235) 7061